

# index

## ■今月のラインナップ P1~8

- ◎事業承継、進んでますか? ~ふたたび~
- ◎事業復活支援金
- ◎令和4年度(2022年度)税制改正の解説
- ◎Mykomon共有フォルダを利用した電子帳簿保存法改正への対応
- ◎将軍の日
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!
- ◎令和3年度 補正予算~補助金関連~
- ◎コロナ融資改正のご紹介

## ■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが  
今月もお客様のためになる  
コラムを連載します。

## ■今月のお客様紹介 P10

- ◎菓子問屋株式会社 上信 ◎株式会社 F.S. テック
- ◎くくりひめ珈琲

# かなたくん

2022

3

March

VOL.7

発行日:令和4年3月1日  
(平成22年1月創刊)

かなた税理士法人



かなた税理士法人 代表社員  
中野 隆二

早いものでもう3月、毎度お世話になっております。顧問先様関係者の皆様におかれましては、このご時世ですがお元気ですか。コロナも少々下火?になってきましたが体調いかがでございましょう。この時期、新入学や新入社、新事業年度を翌月に控えた3月で何となく希望に満ちたワクワク、不安を抱えたオロオロなどいろんな方がいろんな気持ちをお持ちの事と思います。我々の業界はこの時期、個人の確定申告など多々の業務がありまして毎年“てんやわんや”の大忙しで私はあまり

良いイメージを持ってないですが、世間ではこの3月を初春とか旧暦で嘉月(かげつ)とか弥生などと呼び、一先ずめでたい月と言われているので皆様あまり深いことは考えず楽しく過ごしましょう。

ところで定款ってご存知ですか。会社(法人)の基本規約、規則みたいなもので今風ですと会社のルールブックと思ってください。会社のルールですからその会社は定款に書かれていることは当然守らねばなりません。しかし我々は定款の中身をあまり知らないの、その結果自然とそのルールを守っていません。先日、小さなトラブルがありまして専門家に定款に書かれていることが守られていない旨を指摘されまして、ちょっとイタイ目に合いました。詳細をお伝えすることは避けませんが、ごく簡単に申しますと株式発行不発行の問題です。少し以前設立の会社ですとこの問題は割と該当してしまいます。監査担当者に確認させてください。

おまけの写真は最近もっぱら家呑みで、ネット購入の酒がたくさん溜まったのでつい撮ってしまいました。それとかぶり物が大好きなネコです。なぜかこれをかぶせると後ろ歩行になり、これがまた何とやら…動画でお見せ出来ないのが残念です。



# 事業承継、進んでいますか？

～ふたたび～



監査第一事業部  
部長 加藤 勝

事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制は、平成30年度税制改正で抜本的に拡充され特例事業承継税制として生まれ変わりました。これにより、同税制の適用の前提となる認定申請の件数は、拡充前は年間400



件程度だったところ、拡充後は年間約6,000件まで増加し、硬直化していた

日本の事業承継対策にもわずかではあるものの進展がみられるようになりました。

特例事業承継税制の適用を受けるには、事前に特例承継計画を策定し、令和5年3月31日までに都道府県へ提出しておく必要がありますが、先日公表された令和4年度税制改正大綱の中でこの**提出期限が令和6年3月31日まで1年間延長**されることが明らかになっています。

ただし、大綱には、特例事業承継税制について「**令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない**」ことも併せて明記されています。すなわち、**令和10年以降は、通常の事業承継税制しか使えなくなる**というわけです。

コロナ過もあり、中小企業の事業承継についてはなかなか進んでいないように思われますが、特例事業承継税制には時間的な期限もあるため、いつまでも先送りにはできません。

あらためてになりますが、事業承継税制も事業承継のための数あるツールの中の一つとして捉え、事業承継、会社の未来について時間をかけて後継者や我々のような専門家も交えて議論していくことこそが必要であると考えます。

まずは、特例措置の要件でもある特例承継計画の作成を視野に入れて、事業承継について真剣に考える時間を設けてみませんか？

『事業承継は、偉大なる経営者が受けなければならない、最後のテストである。』とは経営学者のピーター・ドラッカーの言葉です。経営者としての最後にして最大の難問に対して、共に考え、共に悩み、解決策を見つけ出すお手伝いを私たちにさせてください。まずは担当者にお声がけください。ご検討ください。

# 事業復活 用 支援金



詳細やご不明点は各担当者からアナウンスさせていただきます  
お気軽にお問い合わせください

発行：2022年1月31日

かなた税理士法人

新設

## 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の回復に  
法人は最大250万円、個人事業主は最大50万円

昨年11月から今年3月まで期間、新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)の影響で30%以上売上が減少した事業者を対象に、新しい支援金制度がスタートしました。ここでは、発行日現在の情報をもとに概要をご案内します。その後の制度内容の変更等にご留意ください。

対象は、次の2つ要件の両方を満たす事業者

- (要件1) コロナの影響を受けた\*  
中堅・中小・小規模企業や個人事業主(フリーランスも含まれます)
- (要件2) 2021年11月~2022年3月のいずれかの月の売上高が  
2018年11月~2021年3月までの間の同じ月に比べ、30%以上減少

自らの  
事業判断に  
よらずに

\*「コロナの影響を受けた」とは?

- 該当するケース 次のような影響により、売上が減少した事業者が対象です。
- 国や自治体の要請で、休業や時短営業、イベントの延期・中止、三密回避策などを行った
  - 国や自治体の要請ではないが、コロナ禍を理由に顧客・取引先が休業や時短営業、イベントの延期・中止などを行ったため、売上が減少した
  - 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行による影響を受けた
  - 海外の都市封鎖や現地規制などにより、海外渡航客や訪日外国人旅行者が減少した
  - コロナ関連の渡航制限や水際対策などにより、海外渡航客や訪日外国人旅行者が減少した
  - 上記または下記のいずれかの影響を受けた顧客・取引先からの発注が減少した
- 供給の制約
- コロナの影響による供給減少や流通制限で調達難に陥り、生産やサービス提供が困難となった
  - 国や自治体による休業・時短要請等で、業務上不可欠な取引や商談機会の制約を受けた
  - 国や自治体による就業規制・行動自粛要請などで、十分な生産やサービス提供ができなかった
  - 国や自治体による就業規制・行動自粛要請などで、十分な生産やサービス提供ができなかった

これらの影響を受けたことを示す書類の追加提出を求められる場合があります。  
例：自治体等の要請文、コロナ禍のため休業・時短営業をしたことを示す公表文、事業との関連性を示すもの(店舗写真等)

- × 該当しないケース 以下の場合等は、コロナの影響とは関係がないため、給付要件は満たしません。
- 実際に事業収入が減少したわけではなく、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性がある場合の繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とし、算定上の売上が減少している場合
  - 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合
  - 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成りまたは事業承継の直後などに単年度売数が少ないこと等により売上が減少している場合等

MyKomon



発行：2022年1月31日

$$\text{給付額} = \text{基準期間}^{\ast 1} \text{の売上高} - \text{対象月}^{\ast 2} \text{の売上高} \times 5$$

例：「2018年11月~2019年3月」「2019年11月~2020年3月」「2020年11月~2021年3月」のいずれかの期間で、対象月を判断するために売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間  
例：2021年11月~2022年3月のいずれかの月で、かつ、基準期間の同じ月と比べ売上が30%以上減少した月の上限額(影響の度合いや規模により異なります)

売上減少率	法人			
	個人事業者	年間売上高 <sup>※3</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※3</sup> 1億円超~5億円	年間売上高 <sup>※3</sup> 5億円超
50%未満	50万円	100万円	150万円	250万円
50%以上	30万円	60万円	90万円	150万円

※：基準月を含む事業年度の年間売上高

オンライン申請が困難な方は、全国に設置される申請サポート会場もご利用いただけます。

イベントの申請・登録

書類の準備

申請機関に予約、承認の実施

主な必要書類(特例を受ける場合などは、別途必要書類あり)

- 確定申告書の控え(選択した基準期間すべてに係る年度分)
- 対象月の売上に係る帳簿
- 履歴事項全部証明書(法人)、本人確認書類(個人)
- 通帳(振込先が確認できるページ)
- 宣誓・同意書
- 基準月の売上台帳等<sup>※5</sup>
- 基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等<sup>※6</sup>
- 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)<sup>※6</sup>

<sup>※4</sup> 過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合は、STEP1とSTEP3が省略可

<sup>※5</sup> 一時支援金・月次支援金の受給者、もしくは登録確認機関の継続支援を受けている場合(会員、顧問先、事業継承先など)は、省略可

<sup>※6</sup> 事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)で代替可

申請サイト (<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>) でご確認ください。

申請期間

2022年5月31日まで

- 通常申請の受付は1月31日から開始
- 特例申請の受付は2月18日から開始



次のような事業者は通常の給付要件では受給が難しいため、特例が実施されます。

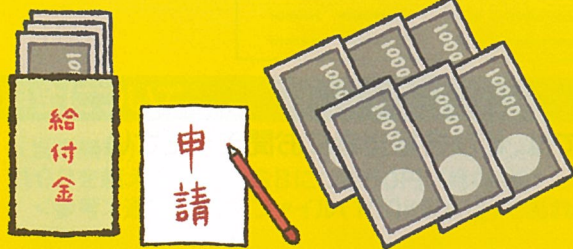
- 確定申告義務がない個人や、確定申告書が合理的な理由で提出できない法人
- 2019年~2021年10月に新規開業した事業者
- 売上に季節性のある事業者
- 2018年または2019年に罹災した事業者
- 2021年11月から対象月の間に事業承継、合併、法人成りした事業者
- 連結納税を行っている事業者
- NPO法人、公益法人等

申請者専用相談窓口：事業復活支援金事務局 0120-789-140 毎日8:30~19:00

参考：経済産業省「事業復活支援金」ホームページ(2022年1月26日時点) [https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyuu\\_fukkatsu/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyuu_fukkatsu/index.html)

MyKomon

かなた税理士法人



令和4年度  
(2022年度)

## 税制改正の解説

令和3年12月10日に公表になった【令和4年度(2022年度)税制改正大綱】の中からポイントになる項目を抜粋して解説します。

そもそも【**税制改正大綱**】とは、与党の税制調査会が中心となり翌年度以降の税制改正の方針をまとめたもので、12月の税制改正大綱公表し、国会で可決成立された後に**翌年度4月から新しい税制が施行**されることが多くなっています。

今回の  
ポイント

### 個人所得税課税 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除では、控除率引き下げ・対象となる住宅借入残高上限の引き下げが行われる一方で、控除期間の延長、優遇対象となる住宅の種類拡大が行われます。

控除率 1.0% → 0.7%

住宅借入残高 一般住宅 4,000万円 → 2023年末入居 3,000万円  
→ 2025年末入居 2,000万円

控除期間 4年間延長(2025年末までに入居した場合に適用)

住宅の種類 ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)が追加



### 【電子取引の電子保存の義務化】は2年間の猶予へ

2022年1月から電子取引は必ず一定の要件を満たしたデータ保存が必要になるところでしたが、要件を満たすためのシステム導入や社内体制の構築等の準備が間に合わないなど事情を考慮して、【やむを得ない事情】がある場合には、従前と同様に電子データを紙に出力して保存することが認められることになりました。

2022年1月1日から電子取引の保存対応が必ず必要になるわけではないが、2022年1月1日から施行されることは変わりなく、猶予は2年間であるため電子取引の保存の対応準備をしていく必要がある。



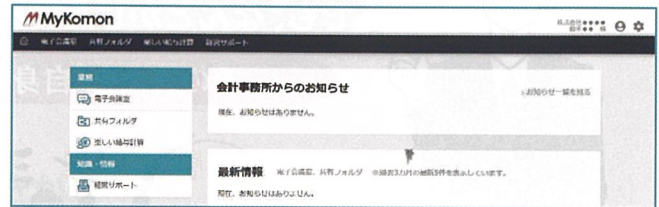
税制改正大綱に挙げられているその他の内容については、ぜひ各担当者にお聞きください。

# MyKomon共有フォルダを利用した 電子帳簿保存法改正への対応

平素よりお世話になっております。弊事務所では、2022年1月の電子帳簿保存法改正に伴い、「共有フォルダ」のご提供を開始いたします。

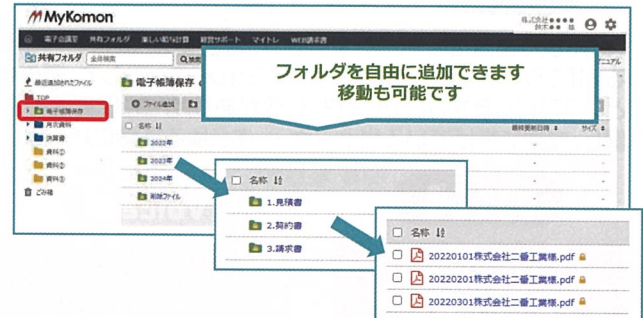
## 共有フォルダとは…

- MyKomon上でデータファイルの受け渡しができる機能です
- ・セキュリティが高く、メールのように誤送信の心配がありません
  - ・クラウドなのでバックアップも安心です
- ※情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC27001」の認証取得済のデータセンターに保管されます



## 電子帳簿保存フォルダ

- 2022年1月からの電子帳簿保存法改正に対応したフォルダです
- ・ファイルの訂正削除ができないシステムです
  - ・取引年月日、取引金額、取引先名で検索が可能です
  - ・フォルダの階層化でデータファイルの整理ができます



## ファイルの追加

ファイルを保存するとともに  
取引年月日、取引金額、  
取引先名の登録を行います

ファイルの訂正削除はできませんが、  
取引年月日等は編集可能です

**ファイル追加**

閲覧者  一部  全部

タイトル

ファイル  ファイル選択 選択されていません  
※5MBまで  
※電子帳簿保存フォルダでは一度に添付できる個数は1個です。

電子帳簿保存用

取引年月日  年 / 月 / 日

取引金額  円

取引先名

説明

メール通知  通知する  通知しない

## 電子帳簿保存フォルダ内の検索

法律要件である取引年月日、取引金額、取引先名で検索が可能です  
また、取引年月日・取引金額は範囲指定による検索もできます。

共有フォルダ

Q 電子帳簿保存フォルダ内検索

取引先名:  取引年月日:  年 / 月 / 日 -  年 / 月 / 日 取引金額:  円 -  円 検索

取引年月日	取引先名	取引金額	ファイル名	フォルダ	サイズ
2022/00/00	株式会社山田工業	55,000	請求書20000001.pdf	3.請求書	31KB
2022/00/00	株式会社伊藤商事	66,000	請求書20000002.pdf	3.請求書	31KB
2022/00/00	有限会社井上サイクル	33,000	請求書20000003.pdf	3.請求書	31KB
2022/00/00	株式会社山田工業	55,000	請求書20000001.pdf	3.請求書	31KB
2022/00/00	株式会社伊藤商事	66,000	請求書20000002.pdf	3.請求書	31KB
2022/00/00	有限会社井上サイクル	33,000	請求書20000003.pdf	3.請求書	31KB

## 料金について

- ・(当面無料)
  - ・1GBを超えた場合、1GBにつき50円/月(税別)
- <参考>通常のPDFファイル(100KB程度)であれば2GBで20,000ファイルの保存が可能です

【お問合せ先】かなた税理士法人 TEL:027-347-0933

景気低迷の昨今、悩みを抱えた企業様が急増しています。

**モノが売れない。受注がとれない。資金が回らない。**

**経費がかさむ。人がやめていく。**

**でも、なんとかしたい…。どうしたら良いのか…。**

その答えを「自身」で導き出させるのが



# シヨウグンノヒ 将軍の日



[あんしん経営をサポートする会]が運営する“将軍の日”(中期5カ年計画立案セミナー)では、経営者の「ああしたら、どうなる?」「こうなったら、どうなる?」をシミュレーションして、頭の中で漠然としていた思いを、言語・数値・グラフ化された「経営計画」という形にします。たった一日で、夢があり、かつ、現実性のある経営計画書を手にすることができます。すでに3,000社超が受講し、成果を挙げている当セミナー。あらゆる業種に対応した、まさに実践セミナーです!一度、ご体験下さい。

体験者  
**Voice 1**

## 設備投資

サービス業(飲食)

〈受講理由〉

店舗の移転を考えた時、将来の資金や後々のコスト回収のイメージを知りたかった。

〈結果〉

- シミュレーションで先々の結果が分かるようになり、先手を打てるようになった。
- 数字を基にキャッシュフロー経営が出来るようになった。
- 自らリスク管理が出来るようになった。
- 幹部社員の育成にも一役買っている。

体験者  
**Voice 2**

## 財務体質

工事業(設備)

〈受講理由〉

父の急逝で急遽トップに。経営の心構えが全く出来ていなかった。もともと“どんぶり勘定”で赤字工事が多かった。

〈結果〉

- 自社の分析をした事で問題点が浮き彫りになった。
- 同時に解決策も考えられるようになった。
- 企業理念の重要性を学んだ。
- 売上高優先から利益重視の経営に変わった。
- 社員の意識も明らかに変わった。

体験者  
**Voice 3**

## 資金繰り

製造業(電子部品)

〈受講理由〉

売り上げ半減による経営危機。自力で製品を開発しなくてはならず、その為の資金繰りが必要になった。

〈結果〉

- 計画を作成する事で自分自身のモチベーションが上がった。
- 計画を社員や金融機関にも説明できた。
- 幹部や一般社員の意識の向上が図れた。
- 社員が積極的になった。

体験者  
**Voice 4**

## 事業承継

製造業(部品メーカー)

〈受講理由〉

長男への事業承継ならびに新規事業開発の為。

〈結果〉

- 長男と共に会社の将来を話し合う機会が出来た。
- お互いの会社に対する考え方を知る事が出来た。
- 事業承継をスムーズに進める事が出来た。
- 役割分担が出来、新たな事業に取り組む事が出来た。

### 「将軍の日」セミナー概要

午前

- ・経営計画の目的・効果
- ・自社分析 …… 強み・弱みを整理
- ・経営理念作成 …… 企業の目的・使命・価値
- ・中期ビジョン作成 …… 5年後のあるべき姿

午後

- ・売上計画 …… 売上区分別の売上・限界利益目標の設定
- ・経費計画 …… 人員、販売活動、製造費 etc
- ・設備投資計画 …… 回収・支払、在庫、投資、借入・返済 etc
- ・改善計画作成 …… 何通りもの計画を比較し最善の計画を作ります
- ・当期目標設定 …… 中期ビジョン実現に向け、初年度の目標設定
- ・経営計画書(完成)の確認
- ・目標達成のための経営サイクルの確立について

全国の地銀・  
信金、会計事務所  
で採用されている  
シミュレーション  
システムを活用

かなた税理士法人では、令和4年4月から「将軍の日」セミナーを定期的で開催する予定です。

「将軍の日」当日は、担当者が寄り添い、顧問先様の支援をさせていただきます。

顧問先様の事業発展のお手伝いを、私達にぜひ、お任せください。

かなた税理士法人 財務コンサル部 相澤・柳澤

# 相続事業承継のお悩み、 かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるのか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。  
専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせていただきます。

1

## 相続対策の3本柱で 最適なプランを提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。  
所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを  
総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら  
最適なプランをご提案致します。

### 相続対策の3本柱

分ける

財産分割を  
スムーズに  
する

納める

納税を  
スムーズに  
する

下げる

相続評価を  
下げる

### 所有資産に対する現状分析 (現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

2

## 会社状況を把握して ベストプランを提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまな理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとって最適な事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

後継者  
問題

会社支配権  
の問題

### 会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。  
かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって  
全力でサポートさせていただきます!

令和  
3年度

# 補正予算 ～ 補助金関連 ～

2021年12月20日に令和3年度補正予算が成立し、中小企業関連の内容について補助金等をまとめてみました。該当する事項があるかぜひご確認のうえ、ご活用ください!

## 01 中小企業等事業再構築促進事業補助金

**補助対象経費** 建築物・機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産等関連経費、広告宣伝・販売促進費等

**補助対象要件** ①2020年4月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること  
②事業再構築指針に沿った事業計画を人経営革新等支援機関と作成すること等

**補助金額・補助率** 500万円～1.5億円、対象経費額の1/3以上

## 02 中小企業生産性革命推進事業補助金

### (1)ものづくり補助金

**補助対象経費** グリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備等

※業況が厳しい中で賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を設け、優先採択及び補助率を引上げました。新たに「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」としてデジタル枠・グリーン枠を設け、補助率や上限額を引上げ

**補助金額・補助率** 750万円～2,000万円、対象経費額の1/2以上

### (2)持続化補助金

**補助対象経費** 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大(成長・分配強化枠)や総業や跡継ぎ候補者の新たな取組(新陳代謝枠)、インボイス発行事業者への転換(インボイス枠)といった環境変化に関するもの

**補助金額・補助率** 50万円～200万円、対象経費額の2/3以上

### (3)IT導入補助金

**補助対象経費** ITツール、PC、タブレット、レジ等やインボイス制度への対応も見据えクラウドサービス利用料を2年分等

**補助金額・補助率** 10万円～350万円、対象経費額の1/2以上

## 03 その他

- ・がんばろう!商店街事業補助金(商店街イベント、プロモーション制作、新たな商材の開発を支援)
- ・事業承継・引継ぎ支援事業補助金(事業承継後の設備投資や廃業費用等について支援)

上記以外にも、色々なものが用意され、岸田内閣の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を実行するために過去最大となる補正予算になっています。事前申請等必要なものもありますので、動き出す前に一度ご確認してみたいはいかがでしょうか?



# コロナ融資改正のご紹介

民間金融機関の代表的なコロナ融資である、「伴走支援型特別保証」「経営改善サポート保証(感染症対応型)」について、制度の改正が発表されましたので、ご紹介いたします。

## 主な改正点

### Ⅰ 伴走支援型特別保証

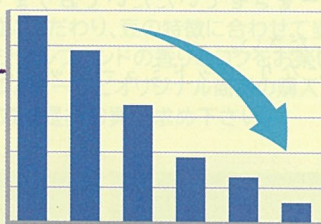
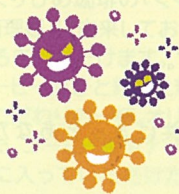
- ①取扱期間が**令和5年3月31日まで1年間延長**されました。
- ②**融資限度額**が4,000万円から**6,000万円**に引き上げられました。
- ③**セーフティネット保証4号・5号の認定**を受けて利用する場合の**対象者が拡充**されました。

### Ⅱ 経営改善サポート保証(感染症対応型)

- ①取扱期間が**令和5年3月31日まで、1年間延長**されました。



詳細については、  
かなた税理士法人 財務コンサル部  
相澤・柳澤まで、お問合せください。



# 今月のコラム



## かなた税理士法人

### 経営理念と利益

「経営理念など必要ない。利益を出す方法を知りたい」という経営者もいるかもしれませんが、取引先や従業員に対して、経営者が考える「将来の姿」「事業の目的」「存在理由」などを明文化し、浸透させていくためには不可欠なものだと思います。経営理念を掲げ、浸透させることは「儲け」に繋がり、「儲」という漢字は「信じる」と「者」から構成されていて、つまり経営理念を信じる者が「儲ける」会社になると考えることもできます。

経済産業省「中小企業経営のあるべき姿に関する研究会」が過去に発表している「活力ある中小企業」では、以下の7点を実現させることが望ましいとしています。

- ①経営理念を明確化して実践する②経営理念を社内に浸透する③自立・創造できる人づくりに取り組む④長期的な視点で人づくりに取り組む⑤従業員への動機づけに取り組む⑥信頼感と一体感を高める組織づくりに取り組む⑦経営者力向上に取り組む

企業経営において、売上・利益を上げることは重要な目標や指針の一つであることは間違いありません。しかしそれ以上に、自社がゆくゆくどのような会社になりたいかというビジョンや、社会に対してどのように役立っていくのか、会社を経営していく中で何を大切にしていけるのかというような「理念」「ビジョン」も重要であると思います。

かなた税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

## 株式会社 高崎総合コンサルタツ

### 『BCP(事業継続計画)の前に』

新型コロナウイルスの影響により、事業を継続すること自体が困難になっている企業が増えています。物流の供給ラインが止まった、人員が出勤できなくなった、生産ラインを稼働できなくなった、etc…。

そこで今注目されているのが【BCP(Business Continuity Plan)】です。

これは【事業継続計画】のことで、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。しかし、中小企業でBCPを作成しているケースは稀です。というのも、「発生リスクが低い事案について社内リソースを割く余裕がない」、「作成方法がそもそも分からない」ためです。

そこで、中小企業庁は「事業継続力強化計画」というBCPの下位互換ともいえるべき計画の認定制度を策定しました。これは計画の指定フォーマットがあり、災害等の発生時に「誰が、何を、いつ、どこで、どのように」を具体的に決めておき、緊急事態に陥っても事業を継続、又は早期復旧を図ることを目的としており、簡易版BCPともいえるべきものです。

まずは「事業継続力強化計画」を作成してみたい、でもどうやって作れば良いかわからない、そんな経営者様は是非一度、(株)高崎総合コンサルタツまでご相談ください。

株式会社 高崎総合コンサルタツ 中林 大樹

## 株式会社 エフピーエス

### 最近ラジオ聴きますか？

「人と人とのつながりを大切にするWHB radio show !」は、リスナーのみなさんからいただいた、「身の周りで起きてる心温まるいいこと」を中心に、DJ梅澤義宣さんの気の利いた選曲と共に、お届けする番組です。

昨年3月からスタートして、1年ちょっと。弊社はこの番組のスポンサーをさせていただいております。

こんな時代にラジオ？・・・と思われたみなさま、ぜひ一度聴いてみてください。

きっと、毎回いろんな方の心温まるエピソードに心がニュートラルになり、グッドミュージックと共にきっとあなたにとっての癒しの30分になると思います。

「人と人とのつながりを大切にするWHB radio show !」

隔週第2・第4水曜日

夜8時半からの30分

ラジオ高崎 76.2MHz

エフピーエスもこのラジオと同じく、人と人とのつながりを大切にする企業を目指し、みなさまへ安心と安らぎを得ていただける企業を目指します。

株式会社 エフピーエス 島田 昌一



# 今月のクイズ

以下の数値の会社の場合について、  
各問いはどうなりますか？

売上高	25,000千円	現預金	6,500千円
売上原価(変動費)	17,500千円	売掛金	4,000千円
売上総利益	7,500千円	棚卸資産	8,000千円
販管費(固定費)	6,000千円	買掛金	3,000千円
営業利益	1,500千円	借入金	12,000千円
借入金返済額	3,000千円		

Q1：損益分岐点売上高はいくら？

Q2：収支分岐点売上高はいくら？

Q3：運転資金として必要な金額はいくら？

Q4：自社のそれぞれの金額はいくらになっていますか？

※こたえは下



**編集後記**

委員会メンバーの  
ひとりごと!?

伊勢崎 晋平：最近縄跳びを購入しました！友人に負けないように頑張ります！  
 松橋 伸吉：「慣れないリモートワーク それでもみんなで助け合うチームワーク」  
 コロナに負けず頑張らしましょう！  
 矢口 篤：早期にコロナウイルス感染症が収束して従来通りの生活が送れるように  
 願うばかりです。  
 相澤 義宏：スギ花粉が飛散する時期になってきました。お気をつけ下さい。  
 今井 晃司：もうすぐ春ですね。ツーリングに行きたいものです。(バイクがあればですが…)



かなたくん  
vol.7(3月号)

令和4年3月1日 発行

〈発行部数〉  
600部

〈製作編集〉  
かなたくん委員会

※このページの掲載料は別紙にてお送りいたします。印刷代は別紙にてお送りいたします。印刷代は別紙にてお送りいたします。

## かなた税理士法人グループ

**かなた税理士法人** ■本社矢中事務所  
 〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1  
 TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245  
 URL <https://www.t-gk.co.jp/>

**かなた税理士法人** ■問屋町事務所  
 〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル  
 TEL 027-361-9591 FAX 027-361-9591  
 URL <https://takahashi.co.jp/>

**かなた税理士法人** ■大宮支店  
 〒331-0805 埼玉県さいたま市北区盆栽町514  
 押田ビル2F  
 TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

株式会社  
高崎総合コンサルタツ  
 〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1  
 TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

株式会社  
エフピーエス  
 〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1  
 TEL 027-347-5783 FAX 027-347-5784